

## 厚労省「第6回 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会」 中間報告案を大筋で了承、取りまとめへ

2013/1/23

小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（委員長：五十嵐隆・独立行政法人国立成育医療研究センター総長、日本小児科学会会長）では1月22日、慢性疾患を抱える子どもとその家族に対する支援施策の見直しに向け、事務局が作成した中間報告案について議論を行った。



見直しの基本的考え方として、①公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築、②研究の推進と医療の質の向上、③慢性疾患を抱える子どもの特性を踏まえた健全育成や社会参加の促進、家族に対する地域支援の充実——を掲げている。

①の医療費助成では、小児慢性特定疾患治療研究事業（小慢）の在り方が焦点。小慢は児童福祉法に位置付けられているものの、現行では研究が主目的のため、予算上の位置付けは「科学技術振興費（裁量的経費）」となっており、その財源確保が安定的ではないという課題がある。そのため、医療費負担の軽減という福祉的観点からも、予算上、国や地方公共団体による支出を義務付け（義務的経費）、安定的な仕組みとする方向性を提案している。

また、小慢の給付水準の見直しについては、他の医療費助成制度における給付水準との均衡に留意すること、負担能力に応じた適正な利用者負担とすること、ただしその利用者負担については低所得者や複数の患者がいる家庭への影響に配慮すること——などの方向性を示している。

現行の11疾患群（514疾患）という対象疾患の見直しにおいては、関係学会等の協力を得ながら、特に類縁疾患も含めた対象疾患の整理、治療方針や診断基準の明確化を図る必要があるとした。さらに、対象疾患の見直しは公開の場で審議し、公正性・透明性を確保することが重要と指摘している。

議論では、文言調整などに関する意見や要望が多少挙がったものの、細かな修正は五十嵐委員長と事務局に一任とし、中間報告案を大筋で了承した。今後、社会保障審議会児童部会に報告する。